

広島県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市藤江町字岩川四九四〇番二地先から 福山市藤江町字小仁五 四八九八番一地先ま で	新	旧	三二・八〇 六二・四〇	二二五・七〇	拡幅
	七・〇〇 四〇・九〇 二〇・三〇 七八・二〇	三二四・三〇 一九一・五〇			
福山市藤江町字瀬丸板肌四四一八番一地先か ら	新	旧	四〇・九〇 二〇・三〇 七八・二〇	一九一・五〇	ダブルウエイ 一部拡幅
	七・〇〇 四〇・九〇 二〇・三〇 七八・二〇	三二四・三〇 一九一・五〇			
福山市藤江町字瀬丸板肌四四一八番一地先か ら 福山市藤江町字瀬丸谷三七五四番一地先まで	新	旧	一五・二〇 二八・八〇	九四・四〇	拡幅
	一五・二〇 二八・八〇	九四・四〇			